

協議会・幹事会での主な意見に対する措置状況

第1回県国民保護協議会《H17.7.20》

主 な 意 見	措 置 状 況
国民保護の対象は県民だけでなく、観光客等も含むとのことだが、不特定多数の人々に、どのように警報等を伝達するのか。	駅や空港、大規模集客施設等多数の者が利用する施設について、市町村と分担して警報の伝達準備を行う（p35、82）。

第1回国民保護協議会幹事会《H17.8.10》 自衛隊・海上保安部・警察

	主 な 意 見	措 置 状 況
1	着上陸侵攻の場合、事前に情報が入るので、全島避難する時間的猶予は数週間程度あると思うが、事前に空爆等が行われれば、その際の全島避難は困難。	着上陸侵攻の場合、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って避難。事前の航空攻撃の場合は、ミサイル攻撃同様、当初は屋内避難（p94、96）。
2	見島のレーダーサイトは、着上陸侵攻を前提とした目つぶしとして、標的になる恐れあり。	基本的に見島に駐屯している第17警戒隊が対応。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、屋内に一時避難（p95）。
3	自衛隊の侵害排除行動と住民避難のための交通輻輳を回避するため、事前に経路を決めておくことは困難。	侵害排除行動と住民避難との輻輳については、自衛隊各基地の連絡窓口を通じた情報収集や県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員との協議、さらには、特定公共施設利用法に基づく利用指針を踏まえて対応（p88、89、92、100）。
4	陸海空自衛隊と県対策本部との細かい調整は、県本部に派遣された連絡員を通じて行うことになる。	同上

第2回国民保護協議会幹事会《H17.8.31》 指定（地方）公共機関

	主 な 意 見	措 置 状 況
1	警報等の放送は、県から通知のあった内容をそのまま放送しなければならないのか。	内容の正確性を損なわない限度において放送の方法は、放送事業者の自主的な判断にゆだねる（p91）。
2	県トラック協会の主な会員は、国の指定公共機関である大手運送会社であり、国からの要請と県からの要請が重複し、混乱するのではないのか。	知事や市町村長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に運送の求めができる（p103、112）こととされているが、県としては、基本的に指定地方公共機関であるトラック協会を通じて運送の求めをしたいと考えている。
3	運送事業者の輸送可能能力は状況により異なり、事前に把握しておくことは困難ではないのか。	事態発生時にどの程度の輸送力があるかは不明であるが、運送事業者の保有車両数や定員等、最大の輸送力がどの程度なのか、平素から把握しておく必要があると考えている（p44）。
4	侵害排除のための道路の使用について記載されていないが、国民保護措置と競合した場合、どうするのか。	道路等の利用ニーズが競合する場合には、国の対策本部長による利用指針の調整がなされるよう、知事は消防庁に連絡する（p92）。
5	通信手段が遮断された場合、警報等の通知は、どのように行うのか。	情報伝達ルートが多ルート化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図る（p33）。